

# 全国養護教諭連絡協議会宮崎県研究会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は全国養護教諭連絡協議会宮崎県研究会と称する。

(構 成)

第2条 本会は宮崎県内の養護教諭・養護助教諭をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は相互に連絡・連携を図り、養護教諭の職務等について研究し、養護教諭の資質を高め、学校保健の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 養護教諭の職務等に関する調査・研究並びに情報交換
- ② 養護教諭の資質向上に関する事業
- ③ 国並びに地方公共団体及び関係諸機関に対する要請並びに建議
- ④ その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 役 員

(役員構成)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |    |        |    |
|----------|----|--------|----|
| ① 会 長    | 1名 | ⑤ 常任理事 | 2名 |
| ② 副会長    | 2名 | ⑥ 監 事  | 1名 |
| ③ 会 計    | 2名 | ⑦ 顧 問  | 1名 |
| ④ 研究推進委員 | 2名 |        |    |

(役員選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

(会 長)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第8条 副会長は会長を補佐する。会長に事故がある時は、副会長がこれに代わってその職務を執行する。

(会 計)

第9条 会計は本会の会計事務にあたる。

(研究推進委員)

第10条 研究推進委員は、各研修会のまとめを行い、会誌の作成にあたる。

(常任理事)

第11条 常任理事は本会の事業の推進にあたる。

(監 事)

第12条 監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年事業年度とする。ただし再任を妨げない。

- 2 任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員において推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。

### 第3章 会議

(総会の構成)

第15条 総会は会員をもって構成する。

(総会の招集)

第16条 定期総会は毎年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、役員会で必要と認められた時は臨時に開催することができ、会長または役員会が招集する。

(総会の議決事項)

第17条 総会は次の事項について審議する。

- ① 事業報告及び決算の承認
- ② 役員を選任
- ③ 事業計画及び予算の承認
- ④ その他、事業継続に必要な事項

(総会議決の方法)

第18条 総会は、会員の過半数（委任状による出席も認める）の出席をもって成立する。  
2 総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

(役員会)

第19条 役員会は会長・副会長・会計・研究推進委員・常任理事・監事・顧問をもって構成する。

(役員会の任務)

第20条 役員会は、本会会務の円滑な運営を図るために必要な事項について決議し、それを執行する。

### 第4章 会計

(収入)

第21条 本会の会計は、会費その他の収入をもってあてる。  
必要がある時は、役員会の決定に基づき、総会の承認をえて、臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年7月1日始まり、翌年6月30日に終わる。

(決算の承認)

第23条 本会の収支は毎年決算終了後監事の監査を経て、総会において、その承認を得るものとする。

(会費)

第24条 会員は、年間2,000円の会費を納入するものとする。

- 2 会計年度開始の7月1日に本研究会の会員となっている場合、年度の途中から本研究会を休会したとしても、その年度の会費は返却しない。

## 第5章 賛助会員

(賛助会員)

- 第25条 本会は、本会会則第2条に定めるほかに賛助会員を置くことができる。
- 2 本会の目的に賛同する個人は、役員会の承認を得て賛助会員になることができる。
  - 3 賛助会員の会費は、会員と同額とする。

## 第6章 その他

- 第26条 会員は、勤務先の変更、改姓、職場の休職等で一時休会等せざる負えない状況が発生した場合は、速やかに会長へ届け出る。また、復帰の際も同様とする。なお、届け方の方法は、様式「届出書」にて書面で報告する。

- 附 則 本会則は、平成19年8月25日より施行する。
- 2 平成25年7月13日改正
  - 3 令和 3年6月19日改正
  - 4 令和 4年7月23日改正